

○倉敷市竹林音楽祭補助金交付要領

平成27年 9月 9日

(趣旨)

第1条 真備地域の地域資源である竹林を会場とした音楽公演を開催し、もって竹林の美しさを発信し、文化芸術の振興と真備地域の活性化に寄与することを目的として開催する竹林音楽祭事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる竹林音楽祭は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。なお、雨天などによりやむを得ず会場を変更する場合は、この限りではない。

- (1) 真備地域の魅力を発信することができる、美しく整備され、かつ相当の規模を持つ竹林を会場とするもの
- (2) 観客に聞かせる(見せる)目的で企画した音楽、舞踊、演劇等で構成された行事
- (3) 本市からこの要領に定める補助金以外の補助金を受けていない事業

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、真備地域に事務所を設置する公共的団体及び事業所の代表者(代理人を含む)が過半数を占める竹林音楽祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)とする。

2 実行委員会は、10人以上の委員をもって組織し、企画及び制作、運営について自主的かつ民主的に運営するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、補助限度額は予算の範囲内で市長が必要かつ適当と認める額とする。

(交付の申請)

第6条 実行委員会は、補助対象事業の施行前に補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実行委員会の規約
- (4) 実行委員会の役員及び構成員の名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(計画変更等の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた実行委員会は、補助金の交付の決定を受けた竹林音楽祭の内容、経費その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を市長に提出し、あらかじめ、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更かつ当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合は、この限りではない。

(実績報告)

第8条 実行委員会は、補助事業が完了したときは、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等支出を証明する書類の写し
- (4) 写真、チラシ等事業内容を具体的に示すもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の経理等)

第9条 実行委員会は、補助事業の経理に係る帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(見直し手続き)

第11条 市長は、本補助金交付要領の運用状況及び実施効果等を勘案し、施行後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年ごとに見直しを行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
出演に関する経費	出演者謝金 出演者旅費 その他出演者に関する経費
会場に関する経費	会場使用料 会場設営費 会場備品借上料 会場装飾経費 会場・駐車場警備委託料 その他会場に関する経費（物品販売に係る経費は除く）
広告に関する経費	テレビ放映料 ラジオ放送料 ポスター・チラシ等印刷製本費 その他広告に関する経費
事務経費	消耗品費 通信運搬費 振込手数料 保険料 その他事務経費
その他	市長が補助対象経費として特に必要と認めるもの